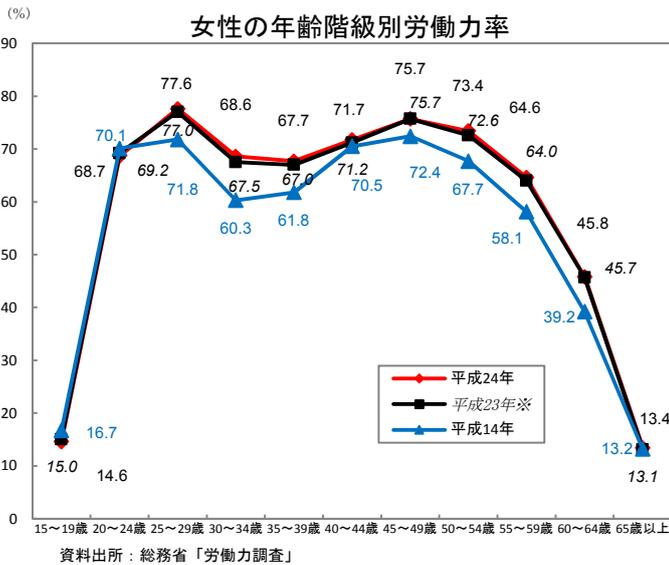


# データで見る女性労働

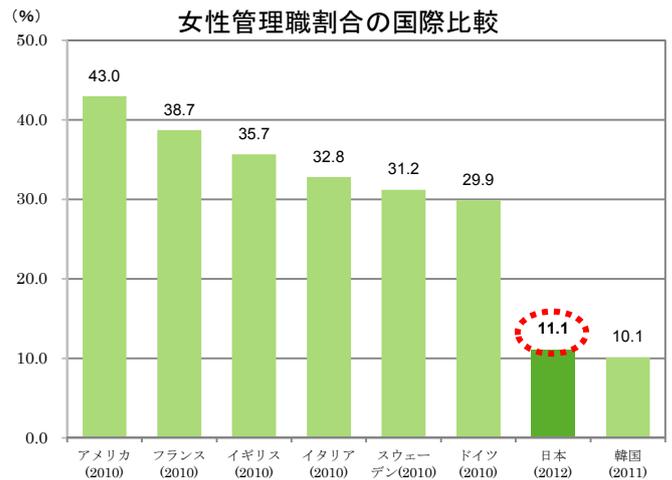
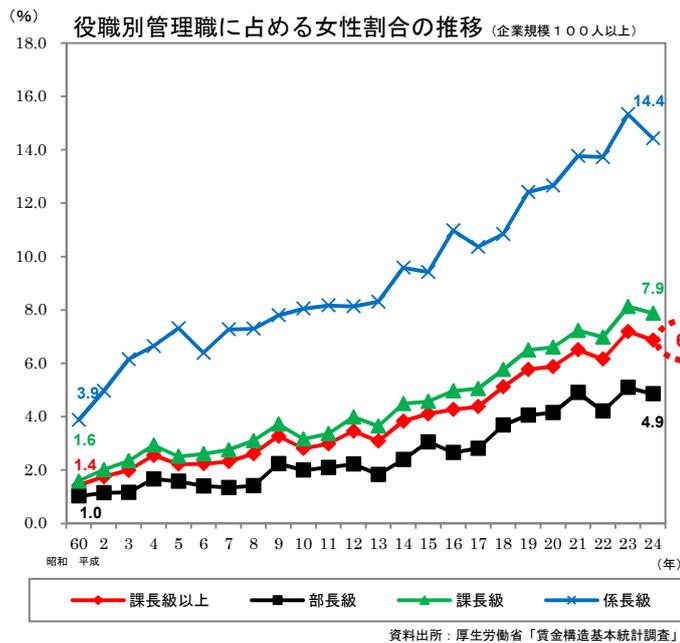
～現状の問題点及び解決に向けた取り組み～



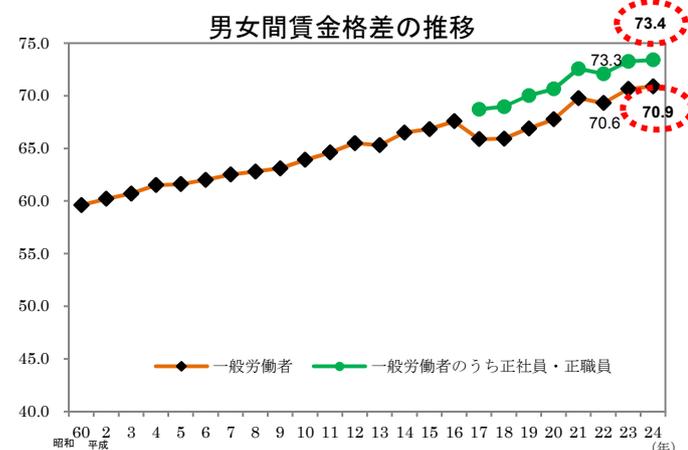
注)「平成23年※」は東日本大震災により調査が困難となった3月から8月までを補完推計した参考値によって求めた値

全国的に労働力率は上昇傾向にあります。依然として約6割の女性が出産を機に離職しているため、「M字カーブ」の特徴がみられます。

仕事と子育ての両立支援対策等を進め、25歳から44歳の女性の就業率を**2020年に73%**(現状68%)に上げることが政府目標です。



資料出所：日本：総務省統計局「労働力調査」、  
 その他：(独)労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2012」  
 注1)日本の分類基準 (ISCO-68)と日本以外の国の分類基準 (ISCO-88)が異なるので、単純比較は難しいことに留意が必要。  
 2)ここでいう「管理職」は、管理的職業従事者(会社役員や企業の課長相当職以上や管理的公務員等)をいう。  
 3)割合は、管理的職業従事者のうち女性の占める割合。  
 4)日本は、岩手県、宮城県及び福島県を除く



1 「一般労働者」は、常用労働者のうち、「短時間労働者」以外の者をいう。  
 2 「短時間労働者」は、常用労働者のうち、1日の所定内労働時間が一般の労働者よりも短い又は1日の所定労働時間が一般の労働者と同じでも1週の所定労働日数が一般の労働者よりも少ない労働者をいう。平成16年まで「パートタイム労働者」の名称で調査していたが、定義は同じである。  
 3 「正社員・正職員」とは、事業所で正社員、正職員とする者をいう。

資料出所：厚生労働省「賃金構造基本統計調査」

全国的に女性の**管理職比率は上昇傾向**にありますが、国際的には低水準にとどまっており、男女間賃金格差も残っています。

ポジティブ・アクションの促進等により女性の活躍を支援し、指導的地位に占める女性(企業の課長相当職以上等)の割合を、**2020年までに30%程度**とすることが政府目標です。

